

令和7年神審第24号

裁 決

引船A引船列防波堤衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野徹二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年10月18日18時40分

兵庫県姫路港飾磨第2区

2 船舶の要目

船種 船名 引船A

総トン数 19トン

登録長 14.50メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 316キロワット

船種	船名	はしけB	はしけC
長	さ	43.00メートル	43.00メートル

### 3 事実の経過

#### (1) 設備等

##### ア A

Aは、船体後部にえい航装置を設けた鋼製引船兼作業船で、船体前部に操舵室を配し、同室前部中央に磁気コンパスが組み込まれた操舵スタンド、その左舷側にレーダー及びGPSプロッターを、同右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ装備していた。

##### イ B及びC

B及びCは、いずれも、非自航の鋼製はしけで、船尾部に甲板室を、同室前方にコーミングで四方を囲む船倉を配し、船首尾部にビット等のえい航設備を備えていた。

#### (2) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人が1人で乗り組み、B及びCに作業員1人をそれぞれ乗せて空倉のまま、ともに船首尾0.7メートルの等喫水となった、Bの船首部とAの後部を長さ50メートル直径50ミリメートルの、Cの船首部とBの船尾部を長さ30メートル直径50ミリメートルのえい航索でそれぞれつなぎ、Aの船尾からCの後端までの長さが約150メートルとなった縦列の引船列（以下「A引船列」という。）を構成し、船首0.8メートル船尾2.8メートルの喫水をもって、令和6年10月18日11時30分岡山港を発し、姫路港飾磨第1区に向かった。

a受審人は、18時00分頃姫路港広畑第2区の港界を通過して同港飾磨第1区に向けて北上し、飾磨航路の西側から同航路に入り、船尾方から後続して入港するフェリーを認めたため、飾磨航路の左

側端に寄って航行した。

a 受審人は、操舵スタンド後方に立った姿勢で操船に当たり、3海里レンジとしたレーダー及び0.5海里四方を表示させたGPSプロッターを作動させ、Aに船舶その他の物件を引いている航行中の動力船を示す法定灯火を、B及びCには他の動力船に引かれている航行中の船舶その他の物件を示す法定灯火をそれぞれ表示し、18時38分僅か前飾磨東防波堤灯台（以下「東防波堤灯台」という。）から218度（真方位、以下同じ。）380メートルの地点で、針路を006度に定め、折からの西方に向かう潮流及び南東風により左方に9度圧流され、3.5ノットの対地速力で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、18時39分僅か前東防波堤灯台から235度300メートルの地点に達したとき、飾磨西防波堤（以下「西防波堤」という。）南東端が左舷正横60メートルのところとなり、その後Cが左方に圧流されながら同防波堤に向かって接近する状況であったが、自船と西防波堤南東端との距離が十分に確保されていたので、同号も無難に航過できるものと思い、Cの圧流による同防波堤への接近状況を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、圧流されながら西防波堤に向かって続航し、18時40分東防波堤灯台から242度350メートルの地点において、A引船列は、原針路及び原速力で、Cの左舷船首部が西防波堤南東端に衝突した。

当時、天候は晴れで風力3の南東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好で、付近海域には西方に向かう微弱な潮流があった。

衝突の結果、Cは左舷船首部外板に破口を伴う凹損等を、西防波堤はコンクリートの欠損等をそれぞれ生じたが、のちいずれも修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件防波堤衝突は、夜間、姫路港飾磨第2区において、西方に向かう潮流及び南東風が吹く状況下、同第1区に向けて航行する際、船位の確認が不十分で、圧流されながら西防波堤に向かって進行したことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、姫路港飾磨第2区において、西方に向かう潮流及び南東風が吹く状況下、同第1区に向けて航行する場合、圧流されながら西防波堤に向かって進行することのないよう、Cの圧流による同防波堤への接近状況を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、自船と西防波堤南東端との距離が十分に確保されていたので、同号も無難に航過できるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、Cが左方に圧流されて同防波堤に向かって接近する状況となったことに気付かないまま進行し、西防波堤へ衝突する事態を招き、C及び西防波堤にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年2月12日

神戸地方海難審判所

審判官 阪本 義治